



2026年5月18日

各位

会社名 第一三共株式会社
代表者 代表取締役社長 奥澤 宏幸
(コード番号 4568 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 IR・SR部長 藤城 亜理
TEL 報道関係者の皆様 03-6225-1126
株式市場関係者の皆様 03-6225-1125

当社取締役等に対する中計業績連動株式報酬等の内容の一部改定に関するお知らせ

第一三共株式会社(本社:東京都中央区、以下「当社」)は、本日開催の取締役会において、既に導入済みの中計業績連動株式報酬制度(以下「本制度」)の内容等の一部改定に関する議案を2026年6月22日開催予定の第21回定時株主総会(以下「本株主総会」)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の内容の一部改定について

(1)今般、本制度が対象としていた2021年度から2025年度までの5事業年度が終了したことから、2026年度から2030年度までの5事業年度を新たに本制度の対象期間(以下「対象期間」)として継続し、以下の改定を行うものいたします。

- 1) 制度対象者の追加: 当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」)を交付又は給付(以下「交付等」)する本制度の対象者に、外国籍及び海外居住の取締役及び執行役員を追加する。改定後の対象者は、国籍及び居住地によらず当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(以下「取締役等」)とする。
- 2) 当社株式の取得方法の追加: 従前は株式市場から取得することとしていたが、自己株式の処分を通じて当社株式を取得できるようにする。
- 3) 業績達成条件の内容の変更: 従前は会社業績目標指標として売上収益、研究開発費控除前コア営業利益率、ROE、研究開発進捗、ESG指標、相対TSRを業績達成条件としていたが、それらに代えて、2026年度から開始する中期経営計画における会社業績目標指標として、売上収益、営業利益、ROE、相対TSR、研究開発進捗、サステナビリティ指標を採用する。

(2)本制度の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

2. 本制度の内容

(1)本制度の概要

本制度は、対象期間において、対象取締役等の役位及び中期経営計画の業績目標達成度等に
応じて、役員報酬として当社株式等について交付等を行う株式報酬です(継続後の対象期間は、第
6期中期経営計画(2026～2030年度)の5事業年度)。下記(4) 2)による本信託の継続が行われ
た場合には、中期経営計画に対応する対象期間といたします。

なお、対象取締役等が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として対象取締役等の退任
後とします。

(2)本制度の一部改定に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び対象取締役等に対して交付等が
行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

(3)本制度の対象者(受益者要件)

対象取締役等は、原則として退任後に、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の
受益権確定手続きを経た上で、下記(5)に定める株式交付ポイント数に相当する当社株式等につ
いて、本信託から交付等を受けることができます。

- 1) 対象期間中に対象取締役等であること(制度開始日以降に新たに対象取締役等となった者を
含む)
- 2) 下記(5)に定める株式交付ポイント数が決定されていること
- 3) 対象取締役等を退任していること(※)
- 4) 自己都合で退任した者及び在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大
な違反をしたこと等により辞任した者又は解任された者でないこと
- 5) その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※)下記(4)2)に記載する信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の終了時(信託期間を再
度延長しない場合)においても本制度の対象者が対象取締役等として在任している場合には、その時
点で本信託は終了し、当該対象取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(4)信託期間

1) 信託期間

2026年8月3日(予定)から2031年8月末日(予定)までの約5年間とします。

2) 本信託の継続

本信託は、上記(4)1)の以降も、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより継続すること
があります。その場合、さらに本信託の信託期間を対象期間に併せて延長し、当社は、延長され

た期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、延長された対象期間にかかる対象取締役等に対するポイントの付与を継続いたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く)及び金銭(以下「残存株式等」)があるときは、対象取締役等に対する交付等の対象となる残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(5) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等

対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に役位に基づいて付与されるポイントの対象期間の累積値に業績連動係数を乗じて算出した株式交付ポイントに基づき決定されます。業績連動係数は対象期間の最終事業年度の会社業績目標指標(2026年度から開始する対象期間においては、売上収益、営業利益、ROE、相対TSR、研究開発進捗、サステナビリティ指標を採用予定)の目標値に対する達成度等に応じて、0~200%の範囲で決定し、1ポイントにつき当社株式1株を交付します。

なお、信託期間中に当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当を含む)又は株式併合が行われた場合、その他ポイント数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該ポイント数を必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。

(6) 対象取締役等への当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等の退任後に、上記(5)に基づき算出される株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、原則として、当該株式交付ポイント数の50%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に対象取締役等が死亡した場合には、その時点で付与されている株式交付ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該対象取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付される当社株式等の上限数

1) 本信託に拠出される信託金の上限額 40億円

(対象期間にかかる本信託による株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用の合算金額)

なお、上記(4)2)の本信託の継続を行う場合、対象期間に拠出する金額は、1事業年度あたり8億円に対象期間に応じた事業年度数を乗じた額を上限とします。

2) 本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数 250万株

(上記の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定)

なお、上記(4)2)の本信託の継続を行う場合、対象期間における取得株式数は、1事業年度あ

たり50万株に対象期間に応じた事業年度数を乗じた数を上限とします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による継続後の対象期間にかかる当社株式の取得は、上記(7)1)の信託金の上限額及び2)の交付等が行われる当社株式等の上限の範囲内で、株式市場からの取得又は自己株式の処分により取得を予定しています。

(9) マルス条項

対象取締役等に法令違反、又は社内規程の重大な違反があった場合や、制度対象者としての善管注意義務又は忠実義務に違反等があった場合、当社は、当該制度対象者に対して、株式交付制度に基づき交付等がなされる予定の会社株式及びその売却代金の一部又は全部について交付及び給付は行わないものとします。

(10) クローバック条項

対象取締役等の算定基礎である財務指標に会計上の重大な誤り又は不正があった場合や、巨額な減損損失等を計上した場合、当社は、当該対象取締役等に対し、本制度における交付済み株式数(納税資金のために売却した株式数を含む)に返還を通知した日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じて得た額につき、一部又は全額の賠償を求めることができるものとします。

(11) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(12) 信託期間の満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

対象期間における目標の未達等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用することがあります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得の資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を調査する部分については、当社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

以上

【信託契約の内容】

- | | |
|--------------|--|
| 1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| 2) 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| 3) 委託者 | 当社 |
| 4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| 5) 受益者 | 制度対象者のうち受益者要件を充足する者 |
| 6) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| 7) 信託契約日 | 2025年3月7日 |
| 8) 信託の期間 | 2025年3月7日 ~ 2031年8月末日(2026年8月3日付の
信託契約変更により2031年8月末日まで延長予定) |
| 9) 制度開始日 | 2025年3月7日 |
| 10) 議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| 11) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| 12) 追加信託金の金額 | 16億円(信託報酬・信託費用含む) |
| 13) 帰属権利者 | 当社 |
| 14) 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から
株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注)上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。